

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月12日（平成29年（行個）諮問第159号）

答申日：平成30年1月22日（平成29年度（行個）答申第180号）

事件名：本人が行った審査請求に関する特定番号に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「理由説明書に係る決裁書」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、「平成29年特定月日付け特定文書番号Aに係る決裁文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年7月20日付け厚生労働省発開0720第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

決裁文書作成にかかわった人物は、厚生労働省の職員名簿に名前が記載された人物と思われる常勤職員で行二職員以上と思われる。従って、法14条2号を適用する前に内規を優先するのが妥当と判断される。他あり。

（2）意見書

ア 私は、以前に特定文書番号Bに関する決裁文書一式の情報開示請求を行いました。結果、原処分庁が、平成29年7月20日付け厚生労働省発開0720第5号により、部分開示決定により公開された文書の一部に不自然な箇所があり、疑問を感じたため、審査請求を行った者です。

イ 次に、諮問庁から、平成29年7月24日付けの「審査請求権」

（資料１）より、４審査請求の趣旨及び理由の手書き記入欄右下隅の「他あり」より、私の疑問を幾つか提示させていただきます。

まず、一部開示された、厚生労働省発開０７２０第５号の３４ページ（資料２）の文書の存在です。

三重労働局より、昨年特定月日Ⅹに回答として発送された、書類の中に存在します。この文書の記載内容が今一つ理解出来ません。これは、担当者名、及び作成者名の記載が無く、文章の下部に三重労働局総務部総務課とあり、電話番号のみ記載されています。この文書は、情報開示請求を行った結果、回答が、「開示」、「不開示」、「補正」の何れにも該当しない判断は、総務省三重行政評価事務所などの鑑定結果から、明らかです。これは、現行の法律・規則などを無視した回答・処分であり、無責任であり、卑怯です。この文書の作成及び送付に当たって、何が話し合われたのか、一部開示された、厚生労働省発開０７２０第５号のどこを調べても見ても存在しないのは、おかしい事であり、何らかの補足説明を記載した文書及び決裁関連の存在が、予想されます。諮問庁が今回作成し、送付した理由説明書及び審査請求に係わる確認事項などには、諮問庁は法律に従い、適切に処分した事を主張していますが、この文書の存在から、一貫性に欠け、説得力は希薄です。それ以外にこの文書の存在は誰の責任者とし、誰の指示・指導により誰が作成したのか等、公開された文書の前後を調べても分かりません。決裁書に記載された人物が責任者なのかも、判断出来ません。私は、この文書に付随し関連する説明は無いのか、探しましたが、ありませんでした。諮問庁側は、既存の法律・規則を破り、「開示」、「不開示」、「補正」の何れにも該当しない文書を作成し、情報開示請求者に送付した以上、問い合わせに应对した後任の諮問庁側の人物は、きちんと説明・回答出来るのでしょうか。これに関し、まだ公開されていない補足説明する文書は、存在すると思うのですが。諮問庁は最低限、説明責任があるかと存じます。

ウ 次に、困った私は、三重行政評価事務所と事情説明・相談後、特定月日Ⅹ午前、諮問庁の情報公開文書室に伺い、対応した人物に三重労働局総務部総務課から届いた書類一式を提示し、併せて事情説明を行い、相談しました。対応した人物は、（資料２）を見て、記載内容が、「開示」、「不開示」、「補正」の何れにも該当しない文書と判断し、この文書から、審査請求権（資料３）を作成・発行して頂きました。私はこの審査請求権の文書に署名し、提出しました。

この日発行された（資料３）の審査請求権の文書は、今回公開された厚生労働省発開０７２０第５号の書類の中に含まれていません。これは、明らかに情報公開の対象となると思われる文書であり、諮

問庁側の失当は明らかです。（資料２）の文書を確認した諮問庁の情報公開文書室の人物は、怒った後、処理として、（資料３）を作成し、発行したのですから、関連性は明らかです。審査会の皆様は、諮問庁の情報公開文書室の記録を御確認して下さい。私は、応対した人物の名前を存じております。私の手元にある（資料３）の審査請求権の文書は何故該当しないのか、諮問庁の皆様、ご説明をお願いします。

では、審査請求権の書類は、今回公開の対象にならないのか、再度確認したところ、１４ページ、２５ページ及び４４ページに存在しましたが、全て、別の事例で別の日付のもので関連性はやや低くなる文書のものでした。この辺りの諮問庁側の判断はどういう物差しなのか、私は理解出来ません。

審査請求権の書類提出後、諮問庁の情報公開文書室、職業能力開発局能力開発課訓練企画室地域高度人材育成係、及び三重労働局総務部総務課は、おそらく、情報の共有・再度の交渉か会議若しくはこれらに類似するものを行ったと思われるのですが、審査請求権の文書に関連する諮問庁側のこれらの行動に関する書類は、今回開示された文書の中には、該当する文書は見当たりませんでした。「開示」、「不開示」、「補正」の何れにも該当しない文書の存在もあり、簡単に意見がまとまるとは考えにくいのです。事前に審査請求権が発行された場合も想定していたのかも知れません。その場合でも何らかの記録文書の存在は想定出来るのではないかと思います。その後、昨年特定月日Ｚ付けで、不開示決定の通知書が私に送付されましたが、（資料３）の審査請求権の文書の指示から、諮問庁の職業能力開発局能力開発課訓練企画室地域高度人材育成係及び三重労働局などに伝わり、その後の不開示決定の通知書の実現及び送付に至ったものと思われます。情報伝達の記録及び審査及び会議などは、公開対象となる文書にはならないのでしょうか。ここも不存在はおかしいです。今回、特定月日Ｙから特定月日Ｚまで、１３日しかありませんが、かなり迅速な対応でした。

公開された文書の１ページ目から５０ページまでは、諮問庁の担当の文書であり、決裁・供覧欄から、諮問庁内の１５名の人物名があります。三重労働局が私に送付した「開示」、「不開示」、「補正」の何れにも該当しない文書（資料１）も含まれています。この文書の決裁などの責任は、三重労働局では無く、諮問庁にあるのでしょうか。５１ページからは三重労働局担当なのか、三重労働局の８名の人物名の決裁・供覧欄となっています。こちらは、決裁書関連ではなく、関連資料がほとんどです。

諮問庁は、何故文書が存在しないのか、若しくは該当しないのかなどを含め、諮問庁はここでも、関係各所に対し、説明責任があるかと存じます。

エ では、ここから諮問庁発行の理由説明書に対する反論ですが、諮問庁は、（資料４）「審査請求に係わる確認事項」の私への回答から、３理由（２）原処分の妥当性について、及び（３）（請求者の主張として、諮問庁は、法１４条２号を適合理由とし、不開示とすることを妥当と主張していますが、開示請求者及び情報公開制度に対し、前述の「開示」、「不開示」、「補正」の何れにも該当しない文書に係わった人物及び組織を隠蔽するためにこの条文を用いるのは明らかに拡大解釈であります。そもそもこの法律の存在自体、原則、情報公開を速やかに行う目的としたものであり、諮問庁側の文書の隠蔽及び不開示などを正当化するために、適合する性格のものでは無いです。既存の法律の判断に該当しない判断をする、若しくはした「前科」がある以上、今回の理由説明書に諮問庁は法律を提示し、遵守した結果を主張しても、私は信用する気にはなれません。諮問庁は諮問庁自身の法律の順守を保証すると言っているのですか。責任者及び責任組織の存在は明らかであり、公表は当然と考えます。信賞必罰です。諮問庁側は、これは審査会や不服申立人及び世間の信用を失う言動であると、何故気付かないのでしょうか。

諮問庁は理由説明書から、「そのような会議は設けられていない」、「必ずしも会議等打合わせを行うものではなく」と主張しています。では、世間の会議を開く代わりに「個別に説明して決裁を受けること」の記録は、本当に表紙に近い、この２ページのみなのかも、怪しいです。

以前、議事録の情報開示請求を行ったら、議事概要が議事録の代わりに公開されたこともありました。当然の処理です。この他にも、私の情報開示請求に対し、審査請求後、２度目の一部開示決定とされる内容を理由説明書に記載している文書が２組あります。本来なら、一回で要領よく処理して頂きたいですが、文書開示は原則諮問庁側にあり、開示決定と判断した文書を理由説明書に記載し、審査会に持ち込むのは仕方ないとしても、過去の申合せから、情報公開の迅速化は、関係者・関係組織などは、努めて頂きたいものです。決裁文書は、本当に前回公開された文書のみなのか、効力なども含め決裁文書に類似しているが、別名称で呼ばれている文書は、これ以外存在しないのか、疑問であります。

オ 結論として、諮問庁の一回目の調査による、諮問庁の理由説明書の回答内容は、まだ信じる事は出来ず、私が提供を受け、所持する文書

及び過去の経緯から、再調査は必要であり、諮問庁が所有し所持する文書の可能性は高いと判断します。

(資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年6月29日付けで、厚生労働大臣に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年7月24日付け(同月26日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条1項の規定により部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が平成28年特定月日付けで三重労働局長に対して行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行情法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対する部分開示決定について、審査請求人がこれを不服として提起した審査請求に関し、厚生労働大臣が行情法19条1項の規定に基づき総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行った際の決裁文書一式である。

(2) 原処分の妥当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分は、審査請求人以外の氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、平成29年7月24日付けの審査請求において、「決裁文書作成にかかわった人物は、厚生労働省の職員名簿に名前が記載された人物と思われる常勤職員で行二職員以上と思われ、厚生労働省職員については、法14条2号を適用する前に内規を優先するのが妥当で開示すべき」旨主張するが、同年8月4日付けで審査請求人宛に送付した審査請求に係る確認事項において、原処分では審査請求人及び行政の職員以外の個人情報のみを不開示としており、厚生労働省職員名は全て開示となっていることを説明している。また、同審査請求に係る確認事項

に対する回答において、「決裁書を作成するにあたり会議を開催しているはずであり、当該会議に参加した職員の氏名や会議概要が記載された文書が存在する」旨主張するが、本件審査請求を受けて諮問庁として確認したところ、本件対象保有個人情報である決裁文書一式の作成において、そのような会議は設けられていない。この点、決裁文書を作成するにあたり、必ずしも会議等打合せを行うものではなく、担当者が決裁文書案を作成し、これについて上司等に個別に説明して決裁を受けることは何ら不自然・不合理ではないことから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年10月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年11月9日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年12月21日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 平成30年1月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部（別表の1欄に掲げる部分）について、法14条2号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「決裁文書作成にかかわった人物は、厚生労働省の職員名簿に名前が記載された人物と思われる常勤職員で行二職員以上と思われる。従って、法14条2号を適用する前に内規を優先するのが妥当と判断される。他あり。」旨を述べ、また、諮問庁の理由説明書（上記第3。以下同じ。）の3（3）によると、審査請求人は、審査請求に係る確認事項に対する回答において、「決裁書を作成するにあたり会議を開催しているはずであり、当該会議に参加した職員の氏名や会議概要が記載された文書が存在する」旨を述べている。

諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

ア 諮問庁は、理由説明書の3(1)において、「本件対象保有個人情報」は、審査請求人が平成28年特定月日付けで三重労働局長に対して行った行情法3条の規定に基づく開示請求に対する部分開示決定について、審査請求人がこれを不服として提起した審査請求に関し、厚生労働大臣が行情法19条1項の規定に基づき当審査会に諮問を行った際の決裁文書一式である。」と説明する。

イ 当審査会において確認したところ、上記アの決裁文書一式は、厚生労働大臣の複数の諮問事件について、理由説明書案を含む各諮問書案等を同時に決裁するものであり、このうちの一つの諮問事件に係る諮問書案及び添付の開示実施文書等が、本件の保有個人情報開示請求書に添付されている理由説明書の写しの上部に記載された特定諮問番号の諮問事件のものと一致することが認められることから、諮問庁が、上記アの決裁文書一式に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定したことは妥当である。

(2) 審査請求人の「決裁書を作成するにあたり会議を開催しているはずであり、当該会議に参加した職員の氏名や会議概要が記載された文書が存在する」旨の主張について

ア 諮問庁は、理由説明書の3(3)において、「本件審査請求を受けて諮問庁として確認したところ、本件対象保有個人情報である決裁文書一式の作成において、そのような会議は設けられていない。この点、決裁文書を作成するにあたり、必ずしも会議等打合せを行うものではなく、担当者が決裁文書案を作成し、これについて上司等に個別に説明して決裁を受けることは何ら不自然・不合理ではないことから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。」と説明する。

イ 当審査会において確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された上記(1)アの決裁文書一式には、厚生労働省の関係部局の職員により決裁が行われたことが認められる決裁伺いの文書に加え、特定諮問番号に係る諮問事件について、その概要の説明、諮問書案、行情法19条2項の規定に基づく審査請求人に対する諮問をした旨の通知案、開示実施した行政文書及び情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づき当審査会から求められることとなる行政文書が含まれていることが認められる。

ウ したがって、上記アの「決裁文書を作成するにあたり、必ずしも会議等打合せを行うものではなく、担当者が決裁文書案を作成し、これについて上司等に個別に説明して決裁を受けることは何ら不自然・不合理ではない」旨の諮問庁の説明は首肯でき、決裁文書一式の作成に

において、会議は設けられておらず、会議概要は保有していない旨の諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

- (3) 以上のことから、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当するものとして特定すべき個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報のうち、別表の1欄に掲げる部分は、国の機関、三重県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員以外の個人の「氏名」又は「氏名及び役職名」であり、法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められ、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 本件対象保有個人情報のうち不開示とされた部分	2 不開示情報該当性
「平成２７年度ケアサポート講習実施報告一覧表」の「講師」欄の全部及び「平成２７年度雇用管理改善相談援助事業に係わる講習・セミナー」の「講師依頼先」欄の一部	法１４条２号